

## 負担限度額認定申請上の注意事項

### 【対象となる方について】

次の①から③すべてに当てはまる方が対象となります。

- ① 介護保険施設やショートステイを利用、または利用する予定がある方。  
※介護保険施設やショートステイを利用していない方は申請していただく必要はありません。  
※有料老人ホーム、グループホーム及びデイサービス等は対象外です。
- ② 本人、配偶者（世帯分離をしている配偶者または内縁関係の者を含む。）、本人の属する世帯全員が住民税非課税である。
- ③ 預貯金等の合計額が下表の各負担段階別の金額以下である。

負担段階	所得要件		預貯金等の合計額	
第1段階	生活保護受給者等		要件なし	
	世帯全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者		単身	1,000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税	合計所得金額+年金収入額(※)が82.65万円以下	単身	650万円以下
第3段階①		合計所得金額+年金収入額(※)が82.65万円超120万円以下	夫婦	1,650万円以下
第3段階②		合計所得金額+年金収入額(※)が120万円超	単身	550万円以下
			夫婦	1,500万円以下

※年金収入額には非課税年金も含まれます。

以上の要件を判定するため、負担限度額認定申請書の「配偶者」欄および「収入・資産申告」欄を、以下の点に注意して記入してください。

### 【配偶者欄について】

- ・この申請における配偶者は、世帯分離している配偶者または内縁関係の者を含みます。
- ・配偶者がいない場合は、「無」にチェックするだけで、「配偶者」欄の記入は不要です。

### 【収入・資産申告欄について】

#### ・「非課税年金に関する申告」について

遺族年金や障害年金を受けている場合は、当てはまるものすべてにチェックを入れてください。  
遺族年金等を受けていない場合は、「無」にチェックするだけで結構です。

#### ・「預貯金等に関する申告」について

- (1) 預貯金は、本人及び配偶者におけるすべての通帳の写し（銀行名・支店・口座番号・名義が分かるページ、申請日時点の最終残高を含む2か月程度の明細が分かるページ、インターネット専用銀行を含む）の添付が必要となります。（コピー（写し）の前に必ず記帳すること。）

※定期預金証書・定期積金証書がある場合はその写し。

※約2か月以内に通帳繰越がある場合は繰越前の通帳の写し。

※年金振込口座は、直近の年金振り込みが確認できるページの写し。

※総合口座など、定期預金等がある通帳の場合は、利用がなくても、白紙の1ページ目の写し。

(2) 有価証券(株式、出資金、国債、投資信託等)は、本人及び配偶者におけるすべての証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)の添付が必要となります。

「申請書の金額」と「通帳等の残高」に不一致等がある場合は、連絡させていただきます、

(3) 適切な給付費支給のため、同意書に基づき不定期に金融機関調査を行うことがあります。

認定後に資産要件を満たさないことが判明した場合、認定の取消だけでなく、それまで給付した介護給付費の返還を求める場合があります。入所期間等により高額な返還につながりかねませんので、資産要件を満たさないとわかった場合、早急にお申し出ください。

#### 【提出していただく書類について】

1. 介護保険負担限度額認定申請書

2. 同意書(申請書の裏面)

※同意書は保険者が銀行等へ照会することの同意であるため、必ずご記入ください。

3. 預貯金等が分かるものの写し(上記参照)

※預貯金等には現金(いわゆるタンス預金)も含まれます。ある場合は申請書にその額を記入してください。

4. 申請者の本人確認書類(郵送される場合は、下記確認書類の写しを添付してください。)

(1) 被保険者が申請する場合・・・被保険者の本人確認できる者を提示してください。

<1点確認書類>①個人番号カード

②運転免許証

③パスポート 等

<2点確認書類>①国民健康保険、健康保険又は後期高齢者医療の被保険者証

②介護保険被保険者証、介護保険負担割合証

③国民年金又は厚生年金保険にかかる年金証書 等

(2) 代理人(家族、ケアマネ等)が申請する場合・・・代理人の本人確認できるものと、被保険者からの委任状。(委任状が困難なときは、代理権が確認できるもの(被保険者の本人確認できるもの)を提示してください。)

#### 【郵送される場合の送付先について】

〒648-0198 和歌山県伊都郡九度山町九度山1190番地  
九度山町役場 福祉課 介護保険係

【問い合わせ】九度山町役場 福祉課 ☎0736-54-2019(代)